

# 令和8年度

## 南魚沼市立三用小学校いじめ防止基本方針

南魚沼市立三用小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行、以下「法」という。）第13条の規定に基づき、「南魚沼市立三用小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

### 1 いじめ防止のための基本的な方針

#### (1) いじめに対する基本的な考え方

##### ① いじめの定義

##### (1) いじめの定義

いじめとは、法第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

##### (2) 重大事態の定義

①いじめにより、在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性疾患を発症した場合等）

②いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

③その他市教育委員会が重大と認めるとき。

##### (3) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

##### ② いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり児童等の尊厳を損なう、決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないよう迅速かつ適切に対応することが重要である。

また、児童等には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。なお、インターネット上のいじめは重大な人権侵害であり、いじめを受けた児童に深刻な影響を与えかねない行為であることを児童に理解させる。加えて、いじめを受けたとされる児童等の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の

克服に取り組まなければならない。

③ いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

(2) いじめ防止のための取組

児童等をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるような社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また、児童等がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

ア 学校の教育活動全体を通じ、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

イ 全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、児童等の「居場所づくり」を進めるとともに、児童等同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。

ウ 児童等がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童等がいじめに向かわないよう、ストレスに適切に対応できる力を育む。

エ いじめ問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

① いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

※ 特定の課題を意識しないすべての児童生徒を対象に行われる取組

〈発達支持的生徒指導の具体〉

日々の教職員の児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び授業等を通じた個と集団への働きかけ

② いじめの未然防止教育

道徳や学級活動・HR 活動活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の充実

※ 意図的・組織的・系統的な教育プログラム

〈課題未然防止教育の具体〉

いじめ防止教育、SOS の出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室や人間関係作りを支援する取組

③ いじめの早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察等による気付きと被害児童生徒の安全確保等）

※ 校内連携支援チームによる、組織的なチーム支援

〈課題早期発見対応の具体〉

いじめアンケート、スクールカウンセラー（以下 SC）、スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を交えたスクリーニングテストなどの実施

④ 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策会議による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）

※ 校内連携支援チームやネットワーク型支援チームによる改革的・組織的・継続的な指導・援助

### 〈困難課題対応的生徒指導の具体〉

課題に応じて管理職、生徒指導主事、担任、養護教諭、SC、SSW 等の専門家で構成される校内連携型支援チームの編成、関係機関との連携・協働によるネットワーク型支援チームを編成した対応など

#### (3) いじめの早期発見

いじめに迅速に対応するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童等や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努めることが重要である。

また、法第 23 条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童等からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたとされる児童等が在籍する学校へ通報する等、可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

#### (4) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童等及びいじめを知らせてきた児童等の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童等に事情を確認した上で適切に指導すること等を組織的に行う。

また、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の 2 つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んでいる期間は少なくとも 3 か月を目安とする）
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

## 2 いじめ防止のための基本的な施策

### (1) 基本的な取組

#### ① いじめの未然防止のための取組

ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

★「三用小学校いじめ防止基本方針」の職員の共通理解… 4 月

保護者・地域民に公表し趣旨の理解を図る… 4 月の教育説明会 ホームページ 等

イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に「特別の教科道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

★年間指導計画へ位置付ける

ウ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。

★「いじめ見逃しゼロ強調月間」… 6 月・10 月

エ 日々の情報共有や毎週の「子どもを語る会」等で、教職員で児童の情報交換を行う。

#### ② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査（記名・無記名）を次のとおり実施する。（法第 16 条）

- ・ 児童対象のアンケート（WEBQU: 5 月、10 月、学校生活アンケート: 6 月、11 月、随時）
- ・ 児童対象の教育相談（5 月、6 月、10 月、11 月、随時）

- ・ 保護者対象のアンケート（随時）

#### イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、校内相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。（校内相談窓口：生活指導主任）
- ・ スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。
- ・ 児童、保護者への「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知を図る。

#### ウ 教職員の資質向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

### (2) いじめ防止等の対策のための組織

#### ① 名称

法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

#### ② 委員会の構成員

校長、教頭、生活指導主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

※重大事案の発生が想定される場合は、全職員をもって構成員とする。また、外部機関（子ども・若者相談支援センター、主任児童委員など）にも要請する。

#### ③ 委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。  
（カンファレンスシートの作成）
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

#### ④ 委員会の取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・ いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は、週1回（月曜日）の情報交換に加え、いじめ発生時は緊急に開催する。

### (3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。見守りや支援を依頼する等、連携を図る。
- ⑤ いじめを行ったとする児童に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていたあるいは認知していた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

- ⑦ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、全校集会、諸活動等において関係する児童等とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性疾患を発症した場合等)
- ② いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。)
- ③ その他市教育委員会が重大と認めるとき。

#### (2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合
  - ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
  - イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
  - オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応  
南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

#### (3) その他

児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で校長は、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。